主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人桝井雅生、同小泉英一の上告趣意(後記)第一点は、憲法違反を主張する けれども同第二点とともにその実質は、刑訴四一一条に該当する事由のあることを 主張するに帰するのであつていずれも上告適法の理由にならない。また記録を精査 しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯 —	郎